

1 一定の従事経験が必要と定められている資格

- ① 薬事法施行令第51条に規定する薬種商として必要な知識経験を有する者
- ② 同令第52条に規定する配置販売業者として必要な知識経験を有する者
- ③ 薬事法施行規則第85条及び第86条に規定する総括製造販売責任者
- ④ 同規則第88条に規定する医薬品製造管理者
- ⑤ 同規則第91条に規定する責任技術者
- ⑥ 同規則第147条に規定する薬種商試験の受験資格者
- ⑦ 同規則第159条の5に規定する登録販売者試験の受験資格者
- ⑧ 同規則第162条に規定する管理者
- ⑨ 同規則第175条に規定する特定管理医療機器営業管理者等
- ⑩ 同規則第188条に規定する責任技術者
- ⑪ 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令（平成16年厚生労働省令第86号）第2条に規定する管理者
- ⑫ 医薬品、医薬部外品、化粧品及び製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第135号）第4条に規定する安全管理責任者
- ⑬ 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第136号）第4条に規定する品質保証責任者
- ⑭ 薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成16年厚生労働省令第61号）第2条に規定する登録申請者
- ⑮ 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令（平成19年厚生労働省令第117号）第2条に規定する管理者
- ⑯ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第6条に規定する向精神薬取扱責任者
- ⑰ 同令第10条に規定する麻薬取締官

2 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習

- ① 薬事法施行規則第91条第3項に規定する講習
- ② 同規則第162条に規定する講習
- ③ 同規則第175条に規定する講習
- ④ 同規則第188条に規定する講習

日本製薬団体連合会会長

日本製薬工業協会会長

米国研究製薬工業協会在日技術委員会委員長

在日米国商工会議所製薬小委員会委員長

欧州製薬団体連合会在日執行委員会委員長

日本医療機器関係団体協議会会長

在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長

欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長

日本臨床検査薬協会会長

麻薬生産者協会会長